

銚田市森林整備計画

銚田市森林整備計画

計画期間

自 令和4年4月1日

至 令和14年3月31日

茨城県

銚田市

茨 城 県

銚 田 市

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
III	森林の保護に関する事項	18
第1	鳥獣害の防止に関する事項	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	19
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	19
5	その他必要な事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	20
1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
V	その他森林の整備のために必要な事項	20
1	森林経営計画の作成に関する事項	20
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22

4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	22
7	その他必要な事項.....	22
別表 1	23
別表 2	24
別紙 1	25
別紙 2	29

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は茨城県の東部に位置し，北側は大洗町，茨城町，南側は鹿嶋市，東側は太平洋，西側は北浦に面している。

本市は，概ね東経 140.31 度で，北緯 36.09 度にある。

本市における土地利用の状況は，総面積 20,340ha(北浦の面積は含まない)の内，民有林面積は 4,184.57ha で総面積に占める割合は 20.6%で県平均より大きく下回るものとなっている。

本市は，農業地域が広がる平地林地帯であることから，森林の持つ水源涵養，土砂の流出，崩壊防止及び生活環境保全等の公益的機能の重要性は益々高まってきていることから，平地林の保全と住宅周辺の身近な森林空間を活用するためレクリエーション活動，ふれあいの場として森林整備を推進することが望まれる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに，その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

これらを実現していくため，地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上，「水源涵養機能」，「山地災害防止機能／土壤保全機能」，「快適環境形成機能」，「保健・レクリエーション機能」，「文化機能」，「生物多様性保全機能」，「木材等生産機能」等発揮を期待する機能によって森林を区分し，それぞれの機能の発揮に適する森林整備を推進し，望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 「水源涵養機能」における森林整備

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池，湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は，水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には，洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに，伐採に伴って発生する裸地について

は、縮小及び分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混合の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 「山地災害防止機能／土壌保全機能」における森林整備

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 「快適環境形成機能」における森林整備

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 「保健・レクリエーション機能」における森林整備

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 「文化機能」における森林整備

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 「生物多様性保全機能」における森林整備

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮して適切に保全することとする。

キ 「木材等生産機能」における森林整備

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者等をはじめとする森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、森林施業の団地化、林業担い手の育成、国産材の流通・加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の意向、林業事業者の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に、不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するため、市町村への体制整備支援と併せて森林整備等を行う事業者の技術向上等を行うものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

林業事業者を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化と多角化、事業の協同化、組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、林業事業者の体質強化を図る。

イ 林業に従事する者の養成・確保

林業従事者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業者の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努めるとともに、育林から伐採にわたる幅広い技能の習得を通し、通年就労対策を促進する。

ウ 林業後継者の育成

林家の後継者が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林業研究グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。

エ 林業経営の安定

林業後継者が安定した林業経営を維持できるように、特用林産物の生産等の複合経営の導入や生活環境の改善等に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとし、機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備や施業の団地化を促進するものとする。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の製材所から大手製材会社まで様々なユーザーに原木を安定的な供給ができる広域的な木材供給拠点の整備を推進するものとする。

また、地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の設備の近代化等を推進するものとする。

特に間伐材、スギ等の一般材の生産の増加が見込まれる地域にあつては、小中径木加工工場の整備を促進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	15年	15年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐，更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。）が，再び立木地となることをいう。）を伴う伐採であり，その方法は，以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐については，主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては，気候，地形，土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ，適切な伐採区域の形状，1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し，伐採面積の規模に応じて，少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐については，主伐のうち，伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて，単木・帯状又は樹群を単位として，伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い，かつ，材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）のものとする。

択伐に当たっては，森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよ

うに、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
-----------	--------------------------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業改良指導員又は市の林務担当部局に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	中仕立	3,500 ~ 4,000	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
マツ	(沿岸部) 密仕立	10,000	
	(沿岸部以外) 密仕立	5,000 ~ 6,000	
クヌギ・ナラ		中仕立	3,000 ~ 3,500

(注) 上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業改良指導員又は市の林務担当部局に相談すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、傾斜地においては「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とし、平坦地では「筋刈り地拵え」によるものとする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に蓄積するか谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図る。また、平坦地または傾斜地での作業の効率化を図るため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件(気候・地形・地質・土壌等)及び苗木の特性に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。</p> <p>植え付けは、曇天無風の日又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>

植栽の時期	植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。 しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。
-------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林によるものについては、林地の荒廃を防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。特に、しいたけ原木として利用できる広葉樹についてはぼう芽による更新を行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スタジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1 ha当たり 10,000本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3, 0 0 0 本以上
	そ の 他	ササ類や草木類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を参考に、その基準を定める。具体的には同通知の(解説編)の3の3-2の4における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐方法等を勘案して、次により定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考にしつつ定めるものとする。

なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の普及に努める。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

別表1のとおり

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画に定める、保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるもの及び別表2のとおりとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林でその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を表-1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森

林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，特に生物多様性の保全が求められる森林，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能が高い森林等

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

森林施業の方法として，アの①に掲げる森林においては，地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を，アの②に掲げる森林においては，風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を，アの③に掲げる森林においては，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を，アの④に掲げる森林においては，当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を推進する。

また，アの①～③までに掲げる森林については，原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ，複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は，長伐期施業を推進すべき森林として定める。

なお，アの①から④までに掲げる森林の区域のうち，公益的機能の維持増進を図るため，以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに表－２に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 広葉樹
表－２の とおり	９０年	１００年	８０年	３０年	３０年

(注) 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は，標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢であり，長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
該当なし

表-1

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	17	34,39,75,76,77,78,95- 100,103,107-	合計 228.67
	18	109,120,138,160,168,231,233	
	19	123,129-131,133,134,140,320	
	22	21,26-32,34-40,42,44,94-	
	24	96,97,109,136,137,139,140,223,25-227	
	63	19,33,34,35,97-100,107	
	65	5,6,13-16,96-98,105,110-113,115-133	
	66	1-6,7,8,31	
	67	185-187,189,190,192	
	84	53,55,64-69,71,73-77,79-82,91,92,127	
	85	1-3,7-12,23-26,28,29,43,45,51-56,61-	
	87	64,68,70,72,79,80,83,84,87,89-104,111-119,122-124,127-129,131,168,169	
	88	60,62,191-	
	89	193,195,196,202,203,206-216,219-221,223,224,251-255,261	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	17	
19		2,3,17-24,26,28-	
22		32,50,51,55,56,58,59,62-64,66-71,73,75-80,82,83,85-89,91-98,101,114,115,220,221	
23		118,121-128,130,135,138-140,142,147-149,152,153	
24		142	
59		96-98	
62		169-173,175-179	
68		330,338	
81		70,71,73	
84		212,213,217-219	
85		262	
その他の公益的機能の維持増進を図るための木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	87	280	—
	88	115	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし		—

表-2

施業の方法		森林の区域		面積(ha)	
		林班	小班		
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし		—	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし		—	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	19	175,218,220	合計 13.63	
		22	34,35		
		23	142		
		59	169-173,175-179		
		62	330,338		
		68	70,71,73		
		81	212,213,217-219		
		85	220-222,258		
	88	167,168	合計 232.63		
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林		17	34,39,75-78,95-100,103,107-109,120,138,160,168,231,233
				18	123,129-131,133,134,140,320
				19	21,26-32,34-40,42-47,49,53-58,60-64,94-97,109,136,137,139,140,223,225-227
				22	19,33,97-100,107
				24	5,6,13-16,96-98,105,110-113,115-133
				63	1-8,31
				65	165-187,189,190,192
				66	53,55,64-69,71,73-77,79-82,91,92,127
				67	1-3,7-12,23-26,28,29,43,45,51-56,61-64,68,70,72,79,80,83,84,87,89-104,111-119,122-124,127-129,131,168,169
				84	60,62,191-193,195,196,202,203,206-216,219-221,223,224,251-255,261,262
				85	184-187,193-205,207-209,212,213,217,218,225,226,230,232-236,239,240,245-248,255,256,265,266,268-270,273-276,278,280
87			2,3,17-24,26,28-32,50,51,55,56,58,59,62-64,66-71,73,75-80,82,83,85-89,91-98,101,114,115,220,221		
88	118,121-128,130,135,138-140,142,147-149,152,153				
89	11-16,18,22-27,43,44,48,49,51,52,54,57,59-64,66,78				
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		—	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

Iの3の(1)による。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法など、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理権を設定し、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化のため、森林所有者間の合意形成を図り、施業実施協定の締結を推進する。

本市における私有林の所有形態は、ほとんどが5ha未満の小規模所有である。一方で、森林所有者の高齢化や労働力不足、さらには林業経営に対する意欲の低下等により、森林所有者個人に計画的な森林施業を全て委ねることは困難な状況となっている。

このため、本市においては、県及び林業事業体等と連携し、小規模森林所有者の森林施業の共同化及び林業事業体等への長期的な施業委託等の推進を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するため、必要性を指導し、施業実行への参画を呼びかけていく。市が推進役となり、県と連携し、地域説明会や普及啓発活動等を行うことにより、森林所有者の合意形成を図り施業

の共同化を促進する。特に、間伐については、施業の集約化に努めるものとする。また、必要に応じて施業実施協定制度を活用することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林作業道や土場などの施設の設置，維持管理，利用についてあらかじめ明確にしておくこと。

イ 労務の分担，相互提供，施業委託及び種苗等共同購入などの方法についてあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 森林施業の共同化の実効性を担保するための措置を明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林資源の成熟に伴い、間伐や道づくりを効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的研修により林業就業者のキャリア形成を支援する。また、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫被害対策については、茨城県松くい虫被害対策事業推進指針に沿って、空中散布、地上散布、伐倒駆除等及び樹種転換等を総合的に実施し、早期終息に努め、森林の有する公益的機能の高度発揮を確保するものとする。

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員等による巡回を徹底し、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、平地林から海岸林にかけて広く発生している。山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、銚田市火入れに関する条例に基づき、市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域（林班）	備考
17～19, 22, 24, 63, 65～67, 84, 85, 87～89	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して
森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林班	区域面積 (ha)
旭区域	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	842.91
	10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19	
	20, 21, 22, 23, 24, 25	
巴区域	40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49	423.93
	50, 51, 52	
徳宿区域	38, 39	585.41
	53, 54, 55, 56, 57, 58, 59	
	74, 75, 76	
秋津区域	26, 27, 28, 29	586.13
	30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37	
新宮区域	60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69	813.66
	70, 71, 72, 73	
大洋区域	77, 78, 79	1, 128.48
	80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89	
	90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98	

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住を促進するため、地域の生活環境の整備等森林施業の合理化をはかることとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

東電原発事故のため全県的にしいたけ原木が不足しているため、しいたけ原木林の整備を推進し特用林産の振興をはかる。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取り組みを推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

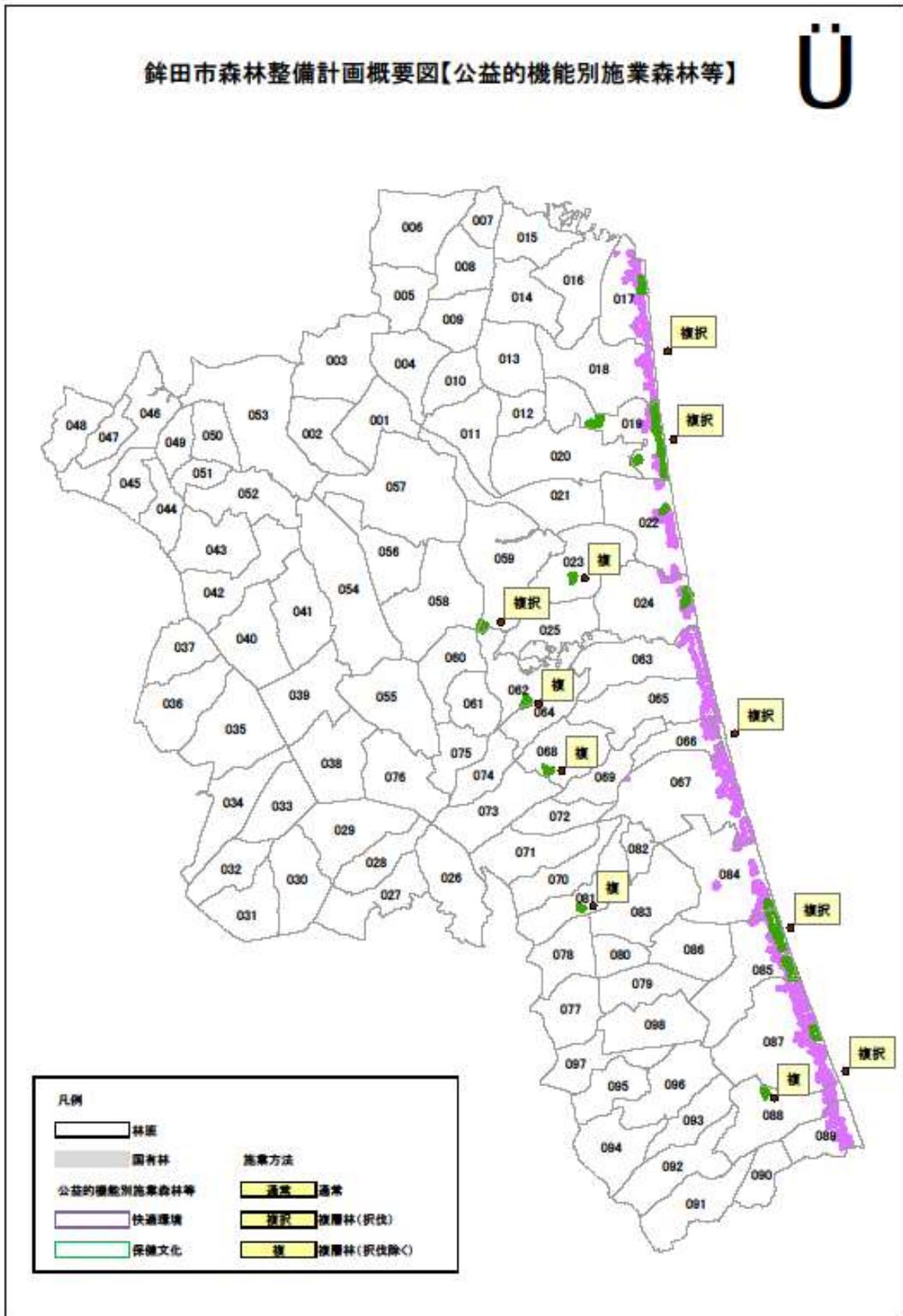
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

別表 1

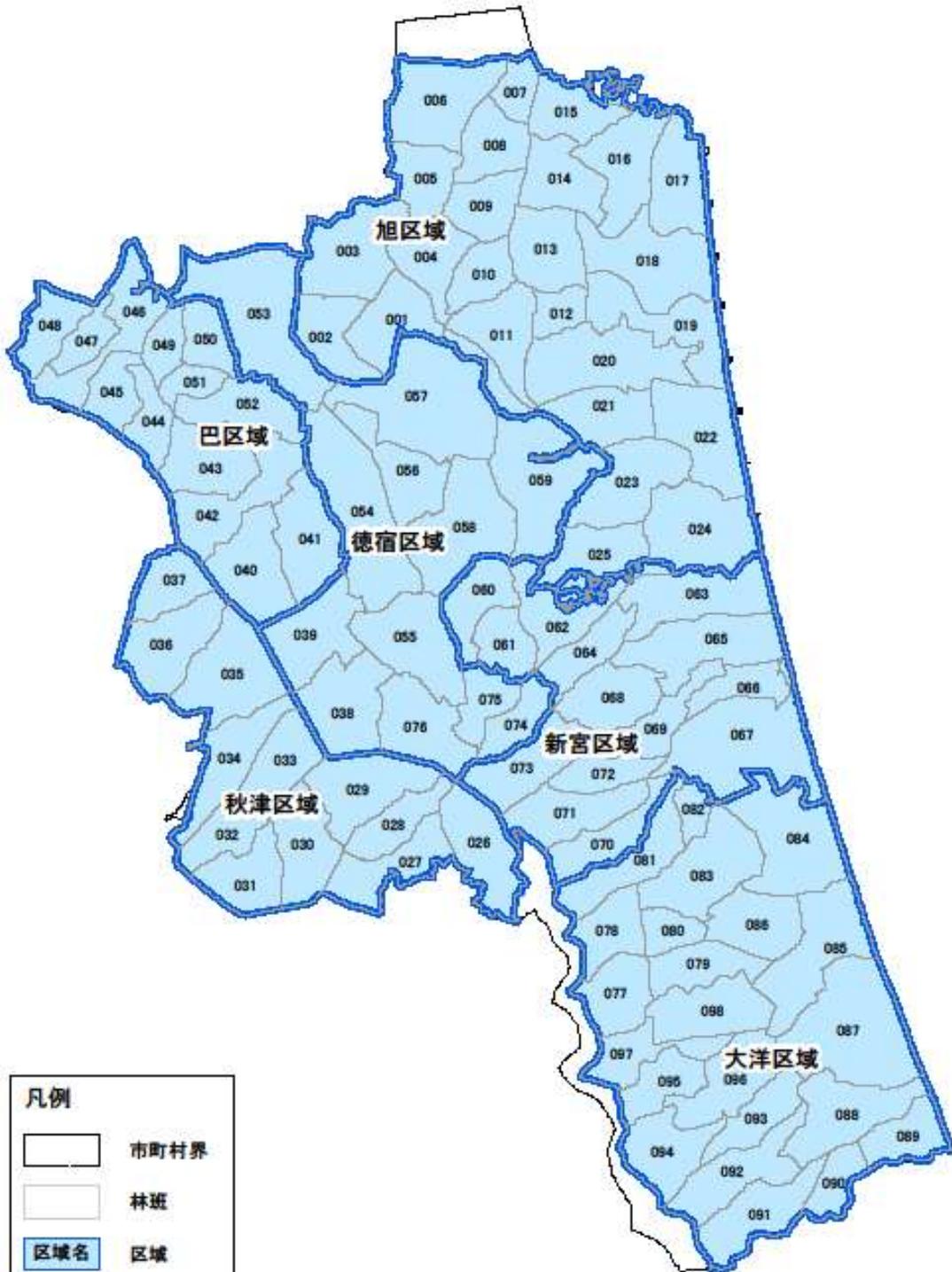
樹 種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法	備 考
		初 回	2 回目	3 回目	4 回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約 11m, 平均胸高直径約 13 cm で初回間伐を実施し, 本数間伐率約 20～25% 程度で 3 回実施する。 1 ha 当たり 4, 000 本植栽の場合, 主伐時本数は約 1, 200～1, 500 本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を越える森林は 15 年に 1 回, 標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約 11m, 平均胸高直径約 13 cm で初回間伐を実施し, 成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率 20～25%) で密度を保ち, 第 2 回目以降やや強い間伐(30～35% 程度) で林木を疎立させる。 1 ha 当たり 4, 000 本植栽の場合, 主伐時本数は約 600～700 本程度となる。	
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5 cm 角以上で長さ 3m 以上の無節心持柱材を生産目標とし, 樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし, 平均樹高約 11m, 平均胸高直径約 13 cm で初回間伐を実施し, 中庸より高い密度(本数間伐率 25～30%) を保つように間伐を実施する。 1 ha 当たり 4, 000 本植栽の場合, 主伐時本数は約 2, 000 本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約 11m, 平均胸高直径約 15 cm で, 初回間伐を実施し, やや高い密度(本数間伐率 30～35%) を保てるように 3 回間伐を実施する。 1 ha 当たり 4, 000 本植栽の場合, 主伐時本数は約 700～800 本程度となる。	標準伐期齢を越える森林は 15 年に 1 回, 標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

別表 2

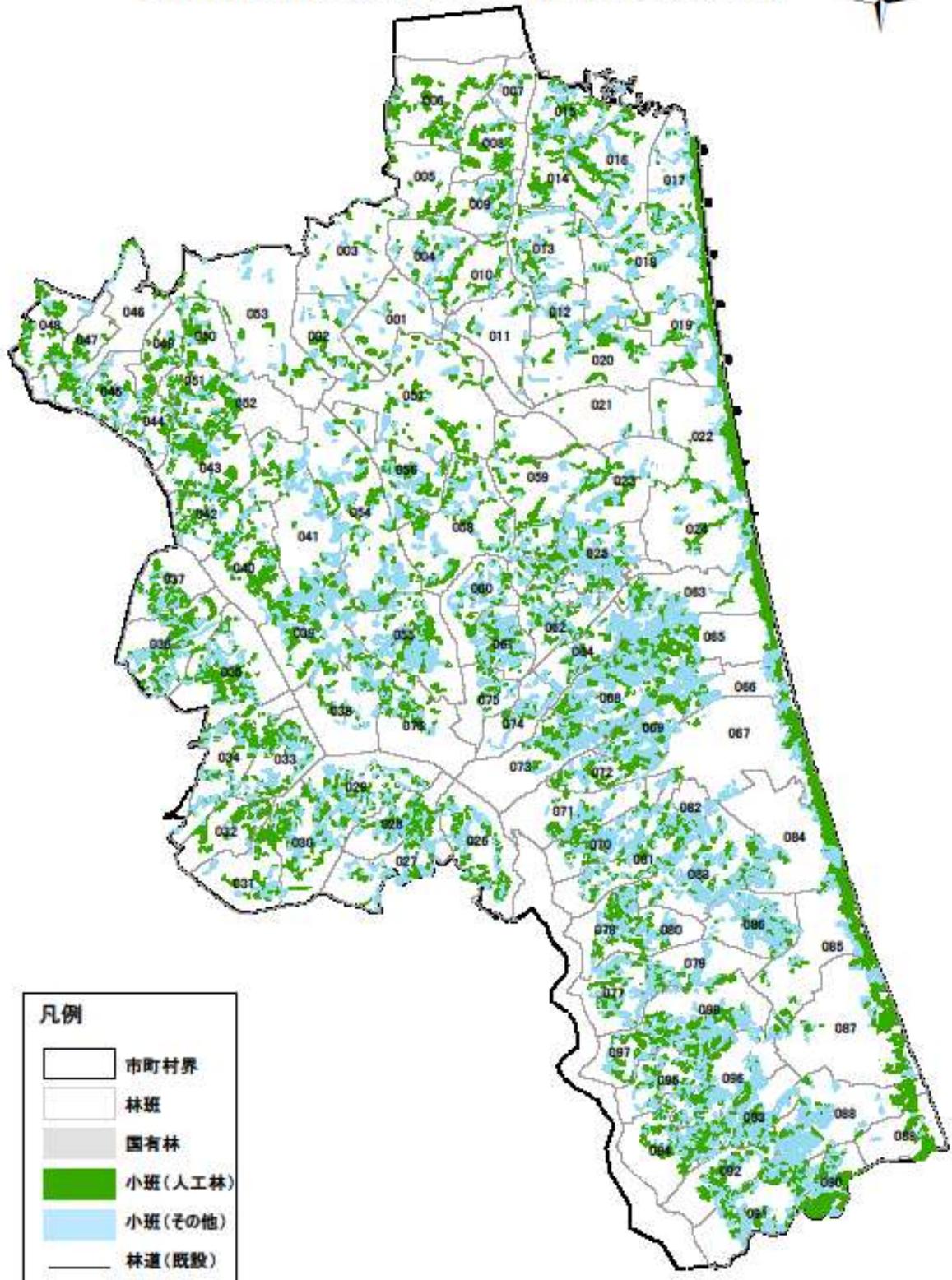
保育の種類		下刈り		つる切り		除 伐		枝 打 ち	
樹 種		ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ
実 施 林 齢 ・ 回 数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1	1	1				1
	8								
	9					1	1	1	
	10								1
	11			1	1				
	12							1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								1
標準的な方法		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。 下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	



銚田市森林整備計画概要図
 【森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域】



鉾田市森林整備計画概要図【森林資源状況】



凡例

	市町村界
	林班
	国有林
	小班(人工林)
	小班(その他)
	林道(既設)
	林道(計画)

別紙 2

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2020年	45,953 (95.44)	23,376	22,577	4,647	2,387	2,260	6,179	3,535	2,644
	2015年	48,147 (95.99)	24,303	23,844	5,357	2,756	2,601	6,663	3,710	2,953
	2010年	50,156 (98.24)	25,248	24,908	6,044	3,094	2,950	7,701	4,278	3,423
構成比 (%)	2020年	100.00	50.87	49.13	10.11	5.19	4.91	13.44	7.69	5.75
	2015年	100.00	50.48	49.52	11.13	5.72	5.40	13.84	7.71	6.13
	2010年	100.00	50.34	49.66	12.05	6.17	5.88	15.35	8.53	6.82
	年次	30～44 歳			45～64 歳			65 以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2020年	8,393	4,470	3,923	13,094	6,737	6,357	14,640	6,630	8,010
	2015年	8,393	4,470	3,923	13,094	6,737	6,357	14,640	6,630	8,010
	2010年	8,642	4,567	4,075	14,643	7,531	7,112	13,126	5,778	7,348
構成比 (%)	2020年	16.29	8.85	7.43	25.24	12.89	12.35	33.63	13.77	16.64
	2015年	17.43	9.28	8.15	27.20	13.99	13.20	30.41	13.77	16.64
	2010年	17.23	9.11	8.12	29.19	15.02	14.18	26.17	11.52	14.65

(注) 1. 令和2年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)による。

2. 総計の計の()内は隔年時の比率とする。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	2015年	25,364	7,907	4	38	7,949	5,342	不明	12,073
	2010年	26,165	8,489	2	43	8,534	5,340	不明	11,922
	2005年	26,699	8,684	7	45	8,736	5,829	不明	12,098
構成比 (%)	2015年	100.00	32.44	0.01	0.16	32.62	20.41	-	45.56
	2010年	100.00	32.44	0.01	0.16	32.62	20.41	-	45.56
	2005年	100.00	32.53	0.03	0.17	32.72	21.83	-	45.31

(注) 霞ヶ浦地域森林計画書による。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積(ha)	耕地面積(ha)						
			計	田	畑	樹園地	果樹園	茶園	桑園
実数 (ha)	2020年	20,760	6,376	986	5,380	10	-	-	-
	2015年	20,761	6,793	1,118	5,634	41	-	-	-
	2010年	20,818	7,097	1,311	5,752	34	-	-	-
構成比 (%)	2020年	100.00	30.71	4.75	25.92	0.05	-	-	-
	2015年	100.00	32.72	5.39	27.14	0.20	-	-	-
	2010年	100.00	34.09	6.30	27.63	0.16	-	-	-
	年次	草地面積(ha)	林野面積(ha)			その他面積(ha)			
			計	森林	原野				
実数 (ha)	2020年	0	4,738	4,738	-	9,646			
	2015年	1	4,965	4,965	-	9,002			
	2010年	15	4,975	4,975	-	8,731			
構成比 (%)	2020年	0.00	22.82	22.82	-	46.46			
	2015年	0.00	23.92	23.92	-	43.36			
	2010年	0.07	23.90	23.90	-	41.94			

(注) 農林業センサスによる。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場 ・レジャー 用地	農用地	公共用地	その他
2021年	57.10 ha	-	4.04 ha	-	11.20 ha	4.33 ha	37.53 ha

(注) 森林構成異動表による。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			無立木地			人工 林率 (B/A)
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	計	伐 採 跡 地	未立木 地	
総数	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%
総数	4, 184.57	100	3, 795.41	1, 896.32	1, 899.09	295.46	-	295.46	45.3
国有林	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公有林	計	190.90	4.6	114.30	78.09	36.21	-	-	66.6
	都道府県有林	126.19	3.0	95.16	59.16	36.00	6.28	-	60.3
	市町村有林	64.71	1.5	19.14	18.93	0.21	2.77	-	98.9
	財産区有林	-	-	-	-	-	-	-	-
私有林	3, 993.67	95.4	3, 849.28	1, 888.95	1, 960.33	286.41	-	286.41	44.3

(注) 霞ヶ浦地域森林計画書による。

② 民有林の齢級別面積

単位 ha

区分		齢級別 総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11～ 齢級
民有林		3,963.58	6.83	63.25	254.48	555.45	771.61	1,749.15
人工林計		1,896.32	4.27	9.67	13.77	147.66	383.01	1,337.94
主要樹種 別面積	スギ	1,302.21	0.50	1.19	5.30	87.85	302.59	904.78
	ヒノキ	337.72	2.80	6.85	7.70	57.69	76.61	186.09
	マツ	254.74	0.97	0.00	0.77	2.12	3.81	247.07
	その他	1.65	0.00	1.65	0.00	0.00	0.00	0.00
天然林計		1,899.09	2.56	53.58	240.71	407.79	388.60	805.85
主要樹種 別面積	マツ	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07
	その他針	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	クヌギ	428.00	0.00	4.10	5.28	20.41	17.99	380.22
	ザツ	1,471.02	2.56	49.48	235.43	387.38	370.61	425.56

(注) 銚田市の樹種別・齢級別森林資源表による。

③ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	
1～5ha未満	582	30～50ha未満 4
5～10ha未満	58	50ha以上 3
10～30ha未満	22	総数 669

(注) 霞ヶ浦地域森林計画書による。

④ 作業路網の状況

(ア) 基幹路線の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網			
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道			

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		156, 323
内訳	第1次産業	41, 167
	うち 林業 (B)	52
	第2次産業	33, 766
	うち 木材・木製品製造業 (C)	
	第3次産業	81, 390
B+C/A		0.03%

(注) 霞ヶ浦地域森林計画書による。